



第11次 西宮市交通安全計画の概要

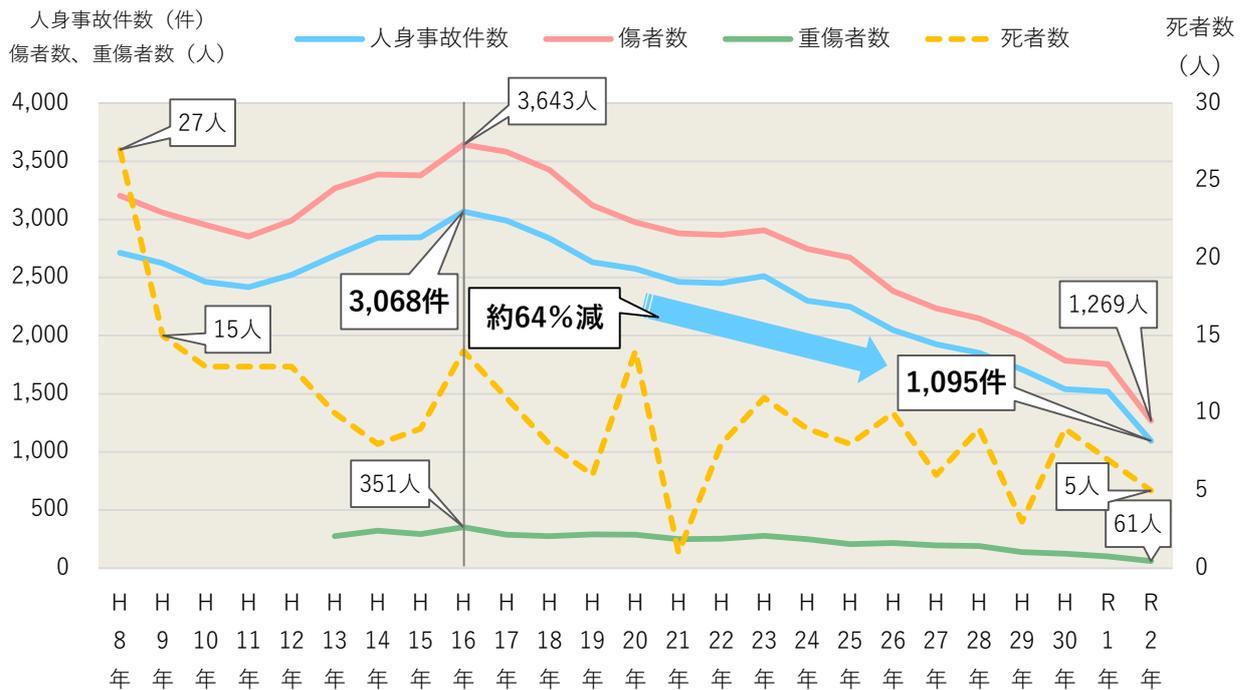
本計画は、交通安全対策基本法第26条に基づき、令和4年度～8年度までの5年間の交通安全に関する市の基本的な方針を定めたものです。本市の交通状況や社会情勢等を踏まえ、「**自転車の安全確保**」と「**子供、高齢者、障害者等の交通弱者の安全確保**」を最重点に取り組んでいきます。

なお、具体的な安全対策の事業は、年度毎に定める西宮市交通安全実施計画に記載します。

1 交通安全についての目標等

〔西宮市の交通事故の現状〕

- 人身事故件数は、平成16年をピークに令和2年には1,095件（約64%減）となった。
- 第10次計画目標値の死傷者数2,200人以下は達成できたが、死者数4人以下は達成できなかった。
- 過去5年間(H28～R2)の死者数は33人で、そのうち高齢者は全体の約4割（13人）を占めている。
- 近年、死傷者数は減少傾向にあるが、高齢者が占める割合は増加している。
- 人身事故の3件に1件は自転車に関係する事故となっている。
- 自転車乗車中の死傷者の約9割に何らかの交通違反が認められる。



〔交通環境を取り巻く状況〕

- 市の将来人口は、高齢者人口(65歳以上)が増加すると予測している。
- 自動車に関しては、全国的に幼児や通学児童等が巻き込まれる事故や、高齢運転者の運転操作ミス等に起因する事故が発生している。
- 自転車に関しては、電動アシスト自転車や配達目的の自転車利用者が増加している。また全年齢層で利用が多く、事故の加害者になると高額賠償事例もある。

〔「交通安全」に関する市民等の意識〕

- アンケートでは、最もマナーが良くないと思う移動手段は「自転車」、最も重要だと思う交通安全対策を考える視点は「高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保」という結果となった。

〔交通安全計画における目標〕

【目標値】 令和8年までに交通事故死者数ゼロを目指す
交通事故重傷者数を75人以下にする

【重点項目】 ● 自転車の安全確保
● 子供、高齢者、障害者等の交通弱者の安全確保



西宮市キャラクターみやたん

2 交通安全についての対策

重点項目

1 交通環境の整備

| | | | |
|------|---|------------|--|
| 自転車 | <p>「西宮市自転車利用環境改善計画」の各種施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 矢羽根型路面表示やピクトマークの設置等による自転車通行空間の整備や再整備 ● 自転車ストップマークや注意喚起サインの整備 ● 自転車安全利用五則等の周知や保険の加入促進 ● 放置自転車対策 | 自転車通行空間の整備 | |
| 生活道路 | <p>生活道路等における交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハンプ等の設置による通過車両抑制の検討 ● 事故マップの活用や注意喚起サインの設置 <p>通学路等における交通安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 路側帯・交差点のカラー舗装 ● 防護柵等の設置 <p>高齢者・障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の段差・勾配の改善 | | |
| 幹線道路 | <p>幹線道路における交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「西宮市道路整備プログラム」に基づく都市計画道路の整備 | | |
| 公共交通 | 公共交通機関の利用促進 | | |
| 災害対策 | 災害に備えた道路交通環境の整備 | | |
| 駐車対策 | 総合的な駐車対策の推進 | | |
| 交通環境 | 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 | | |
| 踏切対策 | 踏切道の構造改良等の整備の推進 | | |

2 交通安全思想の普及徹底

| | |
|------|---|
| 安全教育 | <p>段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児、小学生、高齢者、障害者に対する交通安全教室 |
| 普及啓発 | <p>交通安全に関する普及活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車の安全利用 ● 横断歩道合図（アイズ）運動 ● 「人身事故マップ」等による情報提供 |

3 救助・救急活動の充実

| | |
|-------|--|
| 救助・救急 | <p>救助・救急体制や救急医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団救助・救急への体制強化 ● 救急医療情報システムの適切な運用 |
|-------|--|